

<海防法第九条の六第3項の規定に基づき査定された物質一覧（海防法施行令別表に掲載された物質は除く）>

名称	環境省告示		汚染 分類	混合物 係数
	日付	告示番号		
アジピン酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七又は九のもの混合物に限る。）	H18.12.15	環境省告示第149号	Y	10
アジピン酸ジノルマルアルキル（アルキル基の炭素数が六・八又は十のもの混合物に限る。）	H18.12.15	環境省告示第149号	Y	1
テレフタル酸ジメチルエステル	H18.12.15	環境省告示第149号	Y	25
フタル酸ジイソデシル	H18.12.15	環境省告示第149号	Y	1
フタル酸ジイソノニル	H18.12.15	環境省告示第149号	Y	1
アクリル酸及びマレイン酸の共重合体のナトリウム塩溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	H18.12.15	環境省告示第149号	Z	0
塩化カルシウム溶液	H18.12.15	環境省告示第149号	Z	0
硝酸ナトリウム	H18.12.15	環境省告示第149号	Z	0
炭酸カリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	H18.12.15	環境省告示第149号	Z	0
糖みつ発酵濃縮液	H18.12.15	環境省告示第149号	OS	0
ジシクロヘキシルアミン	H19.9.4	環境省告示第81号	Y	25
フタル酸ジ-二-エチルヘキシル	H20.10.16	環境省告示第76号	Y	25
アクリル酸アルキル、スチレン及びメタクリル酸アルキルの共重合（分子量が九十万以上のもの及びその混合物に限る。）	H22.3.16	環境省告示第16号	Y	1
イソフタル酸ジ-二-エチルヘキシル	H22.12.16	環境省告示第119号	Y	1
メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合体及びスチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合体の混合物（メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの共重合体の濃度が四重量パーセント以下のものであって、スチレン、メタクリル酸メチル及びアクリル酸の共重合体の濃度が二十三重量パーセント以下のものに限る。）	H23.10.18	環境省告示第84号	Z	0
塩化マグネシウム含有物（塩化マグネシウムの濃度が一重量パーセント以上二十一重量パーセント以下のもの）	H23.10.18	環境省告示第84号	OS	0

名称	環境省告示		汚染 分類	混合物 係数
	日付	告示番号		
のであつて、塩化カリウムの濃度が七重量パーセント以下かつ塩化カルシウムの濃度が一重量パーセント以上八重量パーセント以下かつ塩化ナトリウムの濃度が一重量パーセント以上八重量パーセント以下のものに限る。)				
シメン（オルト異性体、メタ異性体及びパラ異性体を含むものであつて、メタ異性体が六十九重量パーセント以下かつパラ異性体が二十七重量パーセント以上のものに限る。)	H24.9.28	環境省告示第 141 号	Y	10
脂肪酸（炭素数が十二又は十四のもの及びその混合物に限る。）とポリ（オキシエチレン）＝メチルエーテル（重合度が二から二十までのもの及びその混合物に限る。）とのエステル（濃度が九十五パーセント以下のものに限る。)	H25.7.31	環境省告示第 71 号	Y	1
アクリル酸アルキル、スチレン及びメタクリル酸アルキルの共重合体（分子量が三十万以上六十万以下のもの及びその混合物に限る。)	H29.1.27	環境省告示第 4 号	Y	1